

富士宮市いじめ防止基本方針

平成 30 年 4 月

富士宮市・富士宮市教育委員会

目 次

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1	いじめの定義	1
2	いじめの理解	1
3	基本的な考え方	2
(1)	いじめの未然防止	2
(2)	いじめの早期発見・早期対応	2
(3)	関係機関との連携	3

第2 いじめの防止等のための対策

1	富士宮市教育委員会が実施すること	4
(1)	富士宮市いじめ防止基本方針の策定	4
(2)	組織の設置	4
(3)	いじめの防止等のための対策	4
2	学校が実施すべきこと	6
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定	6
(2)	学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	6
(3)	いじめの防止等のための対策	6
3	重大事態への対処	9
(1)	重大事態の意味について	9
(2)	重大事態の調査及び報告	10
(3)	調査結果の提供及び報告	10
(4)	報道機関への対応	10
4	いじめを認知した際の学校の対応フロー図	11
5	重大事態発生時の対応フロー図	12
	参考資料等	13

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立つことが重要です。また、いじめには多様な態様があることに気を付けて、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかつたりする場合もあることから、その子供や周りの状況等をしっかりと確認するようにします。けんかやふざけ合いであっても、見えなところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するようにします。

具体的ないじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または心身に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめられた、いじめたという2つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子供がいる等、「傍観者」として周りに存在していることにも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにします。

3 基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。いじめられた子供は、心身ともに傷つきます。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった継続的な取組が重要です。

このため、学校の教育活動全体を通じて、全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていきます。加えて、全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活作りも未然防止の観点から重要です。

家庭においては、子供との関わりや対話を大切にします。子供をありのままに受け止め、子供が安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。

地域においては、決まりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携し、子供を温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、教育相談体制や特別支援教育の支援体制の利点を生かし、子供の見取りと理解を進め、子供と教職員との信頼関係を築いていきます。また、授業や活動の中では、考え方等の違いを認め合う等、安心して自分を表現できる集団作りに努めていきます。更に学級活動や道徳の時間を活用し、子供自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような、より質の高い集団を育てていくことにも取り組みます。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは早期に発見し、迅速に適切に対応することが重要です。学校、家庭、地域が連携し、子供の些細な変化に気付く力を高める必要があります。また、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応していきます。

ア 早期発見

いじめの早期発見には、学校、家庭、地域が連携・協力して、子供を見守り続けていくことが求められます。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に

いじめを認知していきます。

家庭では、日頃の対話や態度等から、いじめ等が疑われる子供の変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めていくことが大切です。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡する等連携して対応することが重要です。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子供や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認していきます。また、定期的にアンケート調査や教育相談を実施するなど、日ごろから子供の心の状態を把握し、いじめの発見に努めます。何より大切なことは、教職員間で情報交換のしやすい環境を作っておくことです。教職員のチームワークもいじめの発見の大切な条件の一つです。

イ 早期対応

いじめがあることが確認された場合には、学校は直ちに、いじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を聴き取っていきます。また、いじめたとされる子供に対しても事情を確認し、状況を十分に把握します。その上で、いじめられた子供への支援、いじめた子供や周りの子供への指導等、適切に組織的な対応を行っていきます。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備します。

家庭への連絡、富士宮市教育委員会への連絡、相談、状況によっては、関係機関と連携していきます。

(3) 関係機関との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携していきます。

例えば、学校や富士宮市教育委員会において、いじめている子供に対して、指導しているにも関わらず、効果が上がらない場合等には、以下のような関係機関との適切な連携が必要となります。

【富士宮市で考えられる連携を図ることのできる関係機関】

- ・臨床心理士(スクールカウンセラー)
- ・富士宮警察署
- ・富士児童相談所
- ・社会福祉士(スクールソーシャルワーカー)
- ・富士宮市人権擁護委員会
- ・子ども未来課家庭児童相談係
- ・富士宮市青少年補導員
- ・民生児童委員・主任児童委員
- ・保護司会
- ・社会教育指導員
- ・保健師 等

第2 いじめの防止等のための対策

1 富士宮市教育委員会が実施すること

富士宮市教育委員会は、いじめの防止対策について必要な措置を講じます。また、各小中学校におけるいじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応、組織的な取組等が図られるよう必要な助言や支援を行います。

(1) 富士宮市いじめ防止基本方針の策定

富士宮市教育委員会は、「富士宮市いじめ防止基本方針」を策定します。策定した基本方針については、適宜見直しを行う等、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。また、学校が策定した「学校いじめ防止基本方針」について、実施状況を確認します。

(2) 組織の設置

ア 富士宮市不登校・いじめ問題対策委員会

富士宮市教育委員会は、諸団体等との連携を図るため、「富士宮市不登校・いじめ問題対策委員会」を設置します。

- ・関係行政機関の職員、学校関係者、富士宮市教育委員会（学校教育課、青少年相談センター）、富士宮市PTA連絡協議会副会長、臨床心理士（スクールカウンセラー）、社会福祉士（スクールソーシャルワーカー）、その他、富士宮市教育委員会が適当と認める者で構成します。
- ・対策委員会での連携が、学校におけるいじめ防止に活用されるようにします。

イ 富士宮市いじめ問題調査委員会

富士宮市教育委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合に調査を行うため、富士宮市いじめ問題調査委員会を常設します。

- ・第三者である弁護士、医師、臨床心理士、その他教育委員会が適当と認める者5名以内で構成し、公平性、中立性の確保に努めます。

(3) いじめの防止等のための対策

ア いじめの未然防止

(ア) 教職員の資質向上、教職員の配置、外部人材への協力依頼

- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した研修を推進したり、生徒指導主任・主事研修会やその他の研修会を活用したりするなど、教職員の資質向上に取り組みます。
- ・生徒指導に係る体制の充実のため、教諭や養護教諭等の配置の工夫に努めます。

- ・心理や福祉の専門家、教職員経験者、警察官経験者、特別支援教育相談員等の有識者（外部人材）への協力を求めます。
- (イ) 調査研究の推進及び啓発活動等
- ・いじめ防止対策の状況把握、子供への適切な指導助言や保護者への啓発の在り方等について、生徒指導主任・主事研修会等で調査研究・検証を推進し、成果の普及を図ります。
 - ・いじめが子供の心身に及ぼす影響、いじめに係る相談制度や救済制度等について、必要な啓発活動を行います。
 - ・子供が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対し支援します。
- (ウ) 学校運営の改善への支援
- 教職員が子供と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいけるようにするため、学校における業務の効率化を図り、学校運営の改善を支援します。

イ いじめの早期発見、早期対応

(ア) 早期発見、早期対応のための体制整備

いじめに関する相談や通報を受ける体制を整備するとともに、いじめを受けた子供と、いじめを行った子供が同じ学校に在籍していない場合には、学校間の連携協力体制を構築します。

また、インターネットを通じたいじめに対処するため、情報モラルに関する研修の実施等、学校に対する支援を推進します。

(イ) いじめの報告を受けた際の措置

設置する学校からいじめの事実について報告を受けたときは、必要に応じて学校に対する支援や指示または自ら調査を行います。

(ウ) 出席停止制度の適切な運用

出席停止制度について、適切な運用を図ることができるよう、必要に応じて助言または援助を行います。

ウ 関係機関等との連携

富士宮市不登校・いじめ問題対策委員会等を通じて、警察、家庭児童相談所等の関係機関、学校、家庭、地域等との連携を強化します。

2 学校が実施すべきこと

学校は、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立し、富士宮市教育委員会とも連携の上、実情に応じた対策を推進することが求められます。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国・県及び市の「いじめ防止基本方針」を参考にして、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

「学校いじめ防止基本方針」の策定に当たっては、例えば、PTA、地域の関係団体に意見を求めたり、子供や保護者の意見を取り入れたりする等、実効性のある方針になるよう努めます。

また、策定後は、学校だよりやホームページ等で公表するとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に子供、保護者、地域等に説明します。いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討します。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、いじめの防止等の中核となる常設の組織を置きます。

・構成員は以下のような例が考えられます。

《 教 職 員 》 ・校長 ・教頭 ・主幹教諭（教務主任） ・生徒指導主任（主事）
・学年主任 ・養護教諭 ・該当児童生徒の担任、部活動顧問等

《外部専門家》【校内で協力を求めることができる人材】

・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー
・学校評議員 ・PTA役員 ・区長 ・主任児童委員 等

【市が協力を求め、必要に応じて参加できる人材】

・臨床心理士 ・弁護士 ・児童福祉担当 ・社会福祉士
・医師 ・保健師 ・家庭相談員 ・警察 等

・情報の収集と共有、取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行います。また、いじめに係る情報があった時は、緊急会議を開いて対応を協議する等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むための中核的な役割を担います。

・子供や保護者に対して、組織で対応していくことを周知します。

・いじめの被害者である子供を徹底して守り通し、いじめを迅速かつ適切に対応する相談、通報の窓口であることを周知します。

(3) いじめの防止等のための対策

ア いじめの未然防止

(ア) 道徳教育の推進

社会性や規範意識、思いやり等の豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、

教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図ります。

(イ) 子供の自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動・生徒会活動等、子供が自主的にいじめの問題を自分のこととして捉え、議論する等、いじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、心の通じ合うコミュニケーション能力を育むため、子供が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

(ウ) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発します。

(エ) 配慮を要する子供への支援

学校として特に配慮が必要な子供（発達障がいを含む障がいのある子供、外国籍の子供など）については日常的に、子供の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

(オ) 教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討等の研修を計画的に行います。さらに、教職員の言動が子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方についても研修を深めます。

(カ) 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

イ いじめの早期発見、早期対応

(ア) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見または相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、校内いじめ対策委員会に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めておきます。

(イ) 子供の実態把握

子供に対する日常的な観察を基盤に、校内いじめ対策委員会のもとで定期的なアンケート調査等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行います。

また、日頃から子供の見守りや信頼関係の構築に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。

(ウ) 相談体制の整備

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得る等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。その際、窓口になり得る人を複数用意（相談の内容や相談者の性格によって相談できる相手は違うので、相

話しやすいように) し、明確にしておきます。

いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の立場を守ります。

(エ) 学校のいじめに対する措置

- ・学校の教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに校内いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければなりません。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- ・子供からいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には、富士宮市教育委員会に報告します。
- ・いじめが確認された場合は、いじめを止めさせ、再発防止のため、校内いじめ対策委員会を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対する指導・助言を継続的に行います。
- ・必要に応じて、いじめを行った子供を、いじめを受けた子供が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子供が安心して教育を受けられるようにします。
- ・いじめを行った子供に対する精神的な面での配慮を行います。事実の確認が行われるまでは、いじめ事案の背景に留意し、断定的な指導は避けるようにします。また、「いじめを行った子供」というレッテルを貼られ、二次的な被害者にならないように配慮します。
- ・いじめを受けた子供の保護者と、いじめた子供の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有する等必要な措置をとります。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子供の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報する等、適切な援助を求めます。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることなく、いじめが解消したかどうか継続して見守っていきます。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校または富士宮市教育委員会の判断で、より長期の期間を設定するものとする。

②被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた子供がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(オ) 校長及び教職員による懲戒

校長及び教職員は、いじめを行った子供に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができます。

ウ 関係機関との連携

- ・日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応します。
- ・学校が、児童福祉や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める場合は、富士宮市教育委員会に連絡をすることで、外部専門家とつないだり、助言を行ったりすることが可能です。

3 重大事態への対処

重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」により適切に対応します。

(1) 重大事態の意味について

重大事態とは、次のような場合を言います。

ア いじめにより子供の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ 欠席の原因がいじめであると疑われ、子供が相当の期間(年間 30 日を目安)学校を欠席しているとき。

※ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安に関わらず、富士宮市教育委員会または学校の判断により迅速に調査に着手します。

ウ 子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

※その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たります。子供や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意しなければなりません。

(2) 重大事態の調査及び報告

ア 学校は、重大事態が発生した場合、富士宮市教育委員会に報告します。富士宮市教育委員会は、速やかに教育委員会または学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。

調査は網羅的明確に行い、調査方法は、子供や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等が考えられます。

なお、子供の入院や死亡等、いじめられた子供からの聴き取りが不可能な場合は、子供の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち・要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

イ 富士宮市教育委員会は、富士宮市長及び静岡県教育委員会に事態の概要を報告します。

(3) 調査結果の提供及び報告

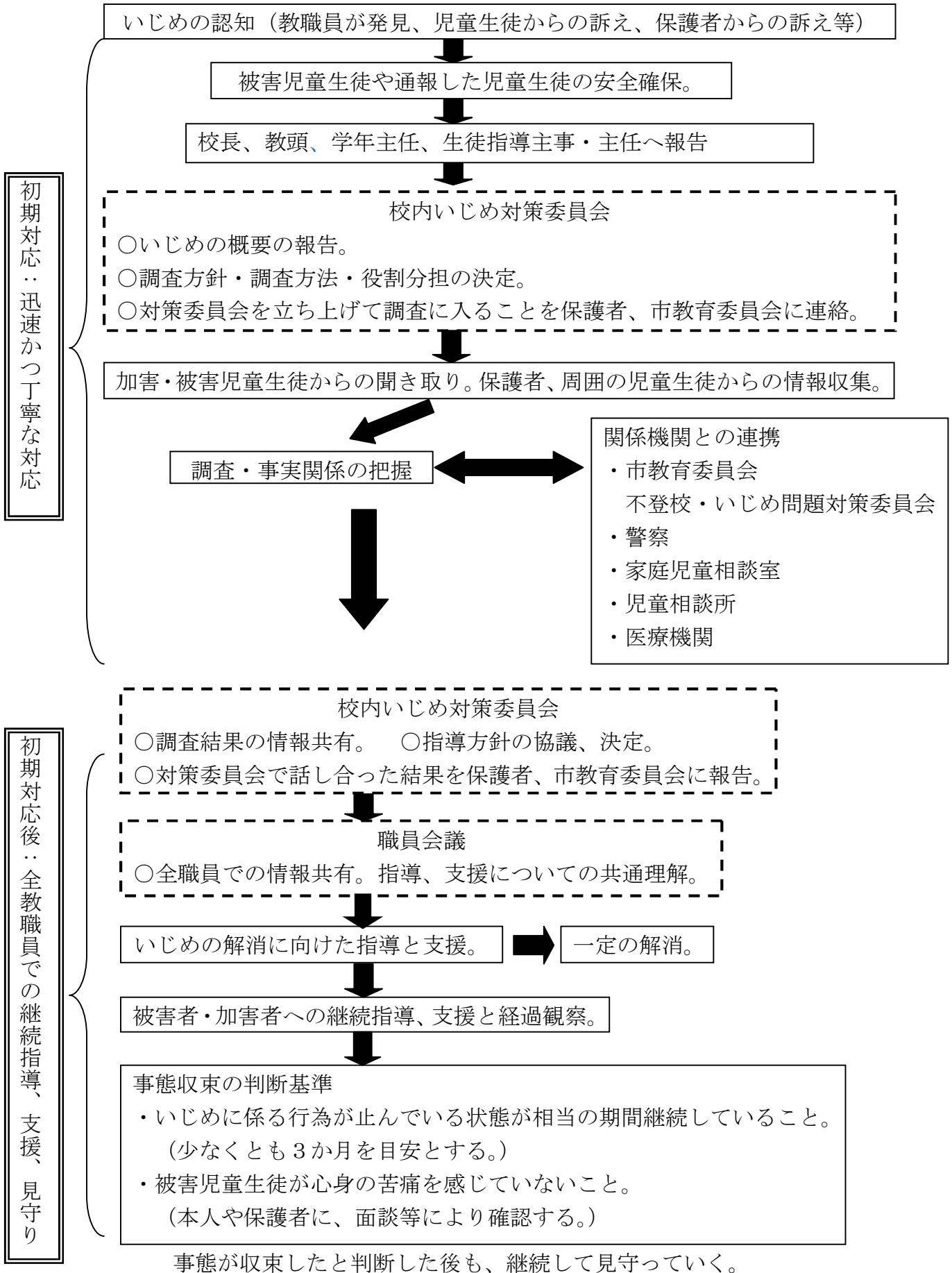
ア 富士宮市教育委員会または学校は、いじめを受けた子供やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係（いじめ行為が、いつ、誰から、どのような態様で行われ、学校がどのように対応したか）について、他の子供のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮しながら、いじめを受けた子供やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

イ 調査結果については、富士宮市教育委員会から富士宮市長に報告します。報告を受けた富士宮市長は、法に則り適切に対処します。

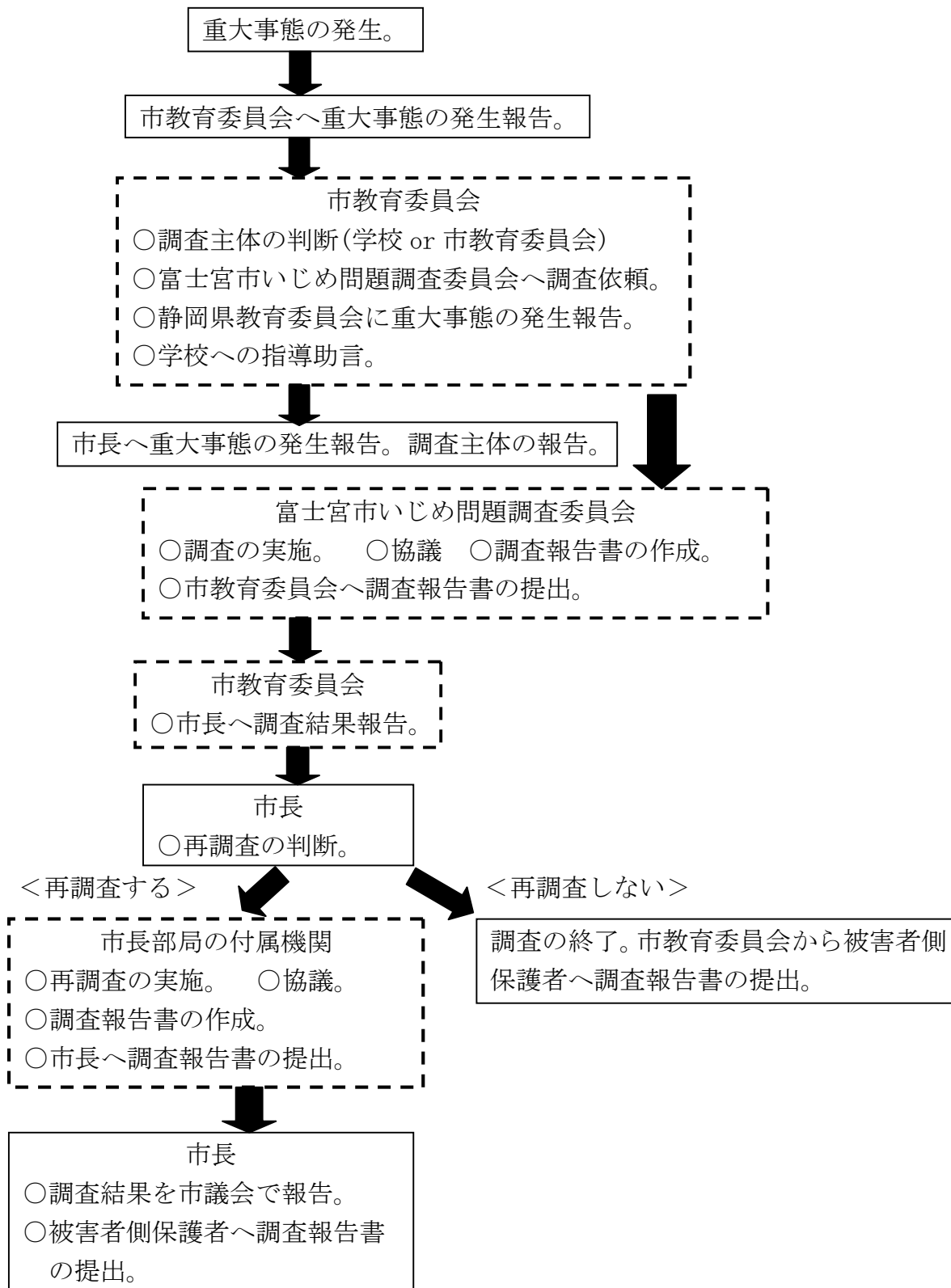
(4) 報道機関への対応

報道機関への情報発信・対応は、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

4 いじめを認知した際の学校の対応フロー図



5 重大事態発生時の対応フロー図



参考資料等

- ・いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）
- ・いじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定〈最終改定 平成 29 年 3 月 14 日〉）
- ・静岡県いじめ対応マニュアル（平成 25 年静岡県・市町教育委員会代表者会発行）
- ・静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（平成 26 年 3 月静岡県・静岡県教育委員会〈改定 平成 30 年 3 月〉）